

第 10 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 28 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 6 年 10 月 28 日岩沼市役所 6 階第 1 会議室において、下記案件を審議するため、
第 10 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取下願について |
| 日程第 5 | 非農地証明願について |
| 日程第 6 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 8 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 日程第 9 | 岩沼農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 10 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由	5 番	川村 雄治
6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	9 番	鎌田 正治	10 番	三品 英樹
11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子

2、欠席委員

1 番	木皿 清	8 番	菅原 龍也
-----	------	-----	-------

3、農地利用最適化推進委員

18 番	佐藤 邦夫	21 番	渡邊 政夫
------	-------	------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第10回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、6番長田幸浩委員、7番小田原智委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回の転用は、一般個人住宅建築により、転用するものです。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取下げについて、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取下願について、報告いたします。今回の取下げは、譲受人の名義の錯誤であり、単独名義で届出しておりましたが、共有名義の誤りだったものです。また、取下げと同日に共有名義での届出を提出しており、こちらは議案第1号で報告済みです。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、非農地証明願いについて、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局 長 事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願いについて、報告いたします。今回は、1件受理いたしております。願出人・土地の所在・非農地となった事由等については、議案書に記載のとおりでございます。非農地化の事由としては亡父が農地法の届出をせずに自宅前及び隣接農地に行く通路として転用していたことが判明したものです。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局 長 事務取扱		議案書の4頁をご覧ください。農地法第3条では、農地を耕作する権利を、設定したり移転したりする際の要件について定めています。権利を取得しようとする者は、権利を持つ農地について①全て効率的に利用すること②必要な農作業に常時従事すること③周辺の農地利用に支障がないこと以上の要件をすべて満たす必要があることから、許可申請書が提出される際、事務局においては、申請者に対して農地台帳の内容確認や聴取を行ないながら受付を行っております。総会の議案とするに当たっては、当番委員の立ち会いの下、当事者・関係者からの聴取調査および現地調査を行っております。事務局からは以上です。
議	長	つづいて、担当委員から説明願います。
渡邊推進委員		委員3名で現地調査をいたしました。農地法第3条の所有権移転になりますが、議案書のとおりになります。現地は畑になっております。位置図を見ていただきますと下に農地があるのですが、農地と申請地の間に水路がありまして、少し幅もありまして、深さも深い堀になっております。そ

		のために、他と一体的に耕作するのは、ちょっと難しいのではないかと いうふうに見てきております。現在は何も作付けしておりませんでしたが、 草刈り等の管理は本人がちゃんとされておりました。今後については、畑 も小さいのでいちじくとか、ブルーベリーのような果樹を植えて管理を続 けたいという話でございました。面積からいっても、土地自体もそんなに 大きくないので、手作業なんかで十分できる範囲ではないかなと思ってお ります。内容につきましても問題がないように見てきておりますので、審 議の程どうぞよろしくお願い致します。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある 方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請に対する意見について、申請のとおり許可することに賛 成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請について、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対 する意見について、を議題といたします。担当委員から説明願います。
佐藤推進委員		10月23日に現地を確認しました。この案件は去年から下水工事が始ま っていきまして、現地は田んぼではなく埋め立てて駐車場になっている状態 です。隣接農地の接地面も確認した結果、土留め等の対策をとっており農 地への影響はありませんでした。また、借受人には、転用事業終了時には 速やかに原状回復をするようにと意見は言ってきました。以上です。
議	長	それでは、担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。 その前に事務局からどうぞ。
橘川係長	長	事務局から補足だったのですが、今回は、一時転用ということで申請が あがってきております。先ほど佐藤推進委員が言っていた、前年度から下 水道工事をやっていたというのが、岩沼市で申請を行い、駐車場と道路と いうことで使用しておりました。その申請が令和6年8月31日までとい うことで一時転用の期間は終わったのですが、その後同じ用途で今度は借 受人の方が下水道工事で使いたいということで申請があったものです。今 回一時転用の申請をあげて許可がおりれば、また再度、駐車場と道路で使 うということになっています。以上です。
議	長	ただいま補足説明がありましたが、質疑ご意見ありますでしょうか。

議	長	(挙手なし) ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり許可相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。
議	長	(挙手多数) 挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり許可相当として県に進達することに決しました。
議	長	日程第8、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の6頁、議案関係資料の5～6頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるものでございます。事業の概要といたしましては、岩沼市発注の下水道工事に伴う現場事務所及び駐車場として、令和5年10月から令和6年11月30日まで一時転用の申請をしていたものについて、新たに近隣の下水道工事を受注したことから引き続き、使用したいというものです。今回変更となった事業計画の期間は、令和7年3月31日までとなっております。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
議	長	(挙手なし) ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。
議	長	(挙手多数) 挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第9、議案第4号 岩沼農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。それでは、事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の7頁および議案関係資料の7～8頁をご覧ください。岩沼市長より、岩沼農業振興地域整備計画の変更が示されたので、農業委員会の意見を求めるものでございます。本件は、コンビニエンスストアにおいて、既存の駐車場が利用者に対して足りておらず、また、これが道路の渋滞の

議 長
川 村 委 員

要因にもなっていることから、駐車場の拡張とこれに伴う店舗の建替えのために、隣接する土地を農用地区域から除外しようとするものです。なお、当該地は、周囲を県道岩沼蔵王線と県道仙台岩沼線に分断され、区域内農地が10haを超えないことなどから、農地区分は第2種農地に相当するものと見込んでおります。農用地区域からの除外が完了した場合には、改めて転用の許可申請を行うことが予定されております。以上です。

つづいて、担当委員から説明願います。

議 長
橘 川 係 長

先日の10月23日に、委員3名、事務局1名の計4名で現地を確認してきました。位置図の8頁を見ていただきますと分かるように、上から見た感じだと平らに見えますが、地形がつぶれて繋がっているところがある。それでここは道路があつて水路もないので、稲とか田んぼをやるとなると出来ないのではないかと懸念しました。かなり左側の道路側も2mほど下がってしまつて、そこは事業計画者の方が考えてするのかなと思いますが。建物側も先程言ったように2mほど下がっています。道路はありません。水路もこんな風にやったら三角のところは田んぼが出来なくなると思ひます。位置図の三角のところは、ゴムシートなどを敷くと話をちらつと聞きました。もう少し具体的に工事内容まで踏み込んで聞けば良いのかなと思つたりもしましたが、皆様のご意見を聞いて判断したいと思ひます。あと、事務局から補足していただきたいと思ひます。

議 長

事務局の方から補足ありましたら、どうぞ。

事務局からは、農業振興地域除外、転用の場合ですが、農地のうちの事業に必要な分しか除外、転用できないと事業計画者の方にお話をしたところ、計画上いびつな形なのですが、店舗を少し後ろにずらして駐車場を拡張するという計画が出てきたということになっています。尚、委員さんに見ていただいた際、少し残される部分についてはどうするのかという疑問点があるということだったので、皆さんに現地を見てきたお話を聞いて、判断いただければ良いかなと思ひています。以上です。

渡 邊（等）委員
川 村 委 員
渡 邊（等）委員

いま事務局からの補足説明に対して、ご意見、質疑ある方は挙手を願ひます。

川 村 委 員
渡 邊（等）委員
川 村 委 員

この変更する上の田んぼとの落差はどれくらいありますか。

建物側ですか。

建物側ではなく、山側の田んぼがありますよね。だいたい。北側の残地のところって農道はないのですか。

ないです。

この残地のところも、今回の所有者の土地ではないのですか。

繋がってないので。排水の間で残っているような形なので、両方とも排

		水で深くなっているのです。
議	長	事務局の方からどうぞ。
橘 川 係 長		はい。先程、渡邊委員からありました西側の農地の所有者が一緒かということなのですが、所有者は別です。ただ、耕作されていた方は、この一帯は一緒ということになっています。以上です。
議	長	今の説明をふまえて質疑、ご意見ありますか。
佐 々 木 主 事		私の方からも補足説明よろしいですか。
議	長	事務局、どうぞ。
佐 々 木 主 事		今、赤い形状のところはいびつな形になっていますが、元々は建物がある敷地の西の部分、長方形の一括りのところは、ここ全て転用したいということで計画が一番最初は出てきました。ただ、実際その計画の中でも使いたいというところが今回赤枠で示した範囲のみでして、それ以外の北側の空いているところと南の部分は、防草シートを敷くだけという計画だったんですね。先程橘川が申し上げたとおり、転用する際は必要最小限にとどめなくてはいけないという前提がありますので、ただ防草シートを敷くだけのところについても転用範囲に含めることはできないものですから、そこを省略したかたちで、今回の赤枠の形状になりました。なぜ、このいびつな形になったかという、そういう経過でこの形状になったということとを補足として申し上げます。
議	長	以上をふまえて、他に質問ございますか。
渡 邊 (等) 委 員		残った土地が農地として残されたとしても、利用価値として耕作してくれる人がはたしているのかなと。であれば、全部この区画を防草シートではなくそこまで土盛りをして、事業計画者で使うということはできないのですか。
議	長	渡邊(等)委員からの要望、ご意見でしたが、どうですか。
佐 々 木 主 事		事業計画者の方でそこを駐車場にするとか倉庫にする、駐輪場にするという計画があれば、全面を使ってきれいに転用できると思います。ただ、現段階で事業計画者が出してきた計画としては、そこは使わないということだったので、このような内容になっています。
渡 邊 (等) 委 員		私個人としては、現段階で許可をしたくないという感じですが、皆さんどうですか。
議	長	渡邊(等)委員から、中途半端な打診なので賛成はできないというご意見でした。事務局からありますか。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		はい。それでは、渡邊(等)委員から発言がありました件について、今現在の地元の農業法人が耕作していたというような状況だったのですが、こういった形で部分的に耕作しづらい小さい面積の部分が出てきてしまいま

		すので、継続的にその法人が耕作してもらえるのかどうかというのを事前に聞き取りを行いまして、なかなか効率が悪くなってしまうので、こういったところは難しいのではないかという話もありましたので、そういったところも考慮しまして、もし皆様方が今回このような不整形な形で除外することは良くないのではないかということになれば、もう一度事業計画者の方に農業委員会の事務局としてこの結果をお伝えしながら、全面的な利用、もしくは北側の上の小さいところぐらいはしっかり利用して頂く計画を作れるかどうかということで、打診をするようになるのかなという風に思いますので、この辺だけ追加させていただきます。
議	長	事務局等から追加ということで報告がありましたが、この件について皆さん、いかがでしょうか。ちょっと、すっきりしたでしょうか。そういうことで、今回もう一度検討してもらおうということなのですが。一応、お諮りしますね。
長田(幸浩)委員		まずは、今の状態だと雨水は駐車場の形から見ると、建物から右に流れるわけですが、ここに造成するということは、更に造成するところは高くなるということですね。この位置図から見ると右側が東になるので、太陽は右の方から照らすということで、残された田んぼはかなり日影になって、いろいろ整地上の問題も大きく影響してくると思うんですね。という関係から、総合的にもう少し時間をかけて検討した方が良いのかなと思いました。
議	長	もう少し検討したいという意見も出ました。他にご意見ありますか。
		(意見なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、皆さんからいろいろな意見が出ましたので、ここでは決めないでもう一度持ち帰って検討してもらおうということで、意見ありとして答申することに決しました。
議	長	日程第10、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の8頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が2件2筆で、面積は 6,380 m²でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、10月31日を予定しております。以上でございます。

議	長	ただいま、事務局から説明がありました。審議にあたって、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、7番 小田原智委員は、除斥となります。 (小田原委員 退席)
議	長	それでは、利用権設定について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第5号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 (小田原委員 着席)
議	長	小田原委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第10回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後2時07分閉会

上記は、会議の顚末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 6 番 _____

委員 7 番 _____